

千葉県温泉立入検査要領

1 目的

この要領は、温泉法（昭和23年法律第125号。以下「法」という。）第35条に基づく温泉立入検査について、立入検査業務の円滑化を図ることを目的とし、立入検査の方法、措置等及びその他必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法等

(1) 実施対象

法第15条に規定する「温泉利用許可施設」

(2) 実施回数

原則として年1回以上行うものとする。

(3) 実施時期

通年において、保健所の実状に合わせ、温泉施設管理者等の立会いを求め実施するものとする。

3 検査項目及び検査結果の処理

(1) 検査項目は、温泉立入検査台帳（様式第1号）のとおりとする。

(2) 立入検査の結果は、温泉立入検査台帳に記録するものとする。

4 措置・報告等

(1) 法令等に定められた事項の遵守状況が特に悪いものについては、施設への指導等を温泉利用施設立入検査指導票（様式第2号）の乙票の交付により改善の指示を行うものとする。

(2) 無許可の掘削、動力装置設置、増掘等を発見した場合は、生活衛生課へ速やかに報告するものとする。

生活衛生課は、当該報告を受けた場合は、速やかに千葉県薬務課に報告するものとする。

附則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成21年1月1日から施行する。